

令和3年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 所管事項説明

- (1) 「『令和3年版成果レポート』に基づく
 今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について 1
- (2) 砂防関係法令の違反等行為への対応について 3
- (3) 公共土木施設の県産木材利用5か年計画（案）について 7
- (4) 建設業の担い手確保について 16
- (5) 公共事業の早期執行について（報告） 22
- (6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について 23
- (7) 県土整備政策会議について（報告） 30
- (8) 審議会等の審議状況について 32

《別冊》

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（令和2年度）及び全期間評価

令和3年10月21日

県 土 整 備 部

(1)「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

【防災県土整備企業常任委員会】

●施策の取組

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
113	災害に強い県土づくり	県土整備部	<p>土砂災害警戒区域の中にある要配慮者利用施設、避難所の保全施設数について、保全がされていない施設が未だ多く存在するので、ハード整備等を通じて、一刻も早く残りの施設の保全に努められたい。</p>	<p>砂防事業において、土砂災害警戒区域の中にある保全すべき施設が全部で843施設あり、そのうち、砂防ダムや擁壁などのハード整備によって守られた施設が現在304施設となっています。今年度も順次対策を実施することで、新たに3施設が守られ、目標の307施設が達成できるように進めています。さらに国土強靱化予算を活用し、少しでも前倒して進めるよう取り組んでいきます。</p>
			<p>国が実施する雲出川中流域の整備に関して、雲出川の安全を守るために、農地を遊水地にする方針がある。 しかし、対象地域の中央に県の緊急輸送道路である県道松阪久居線が通っており、現状においても多少の雨により通行止めになる道路であることから、遊水地指定されれば、更に通行不能となる可能性が高まる。 そこで、当該道路の高架化等も必要と考えることから、国と十分協議のうえ、県の緊急輸送道路として、しっかりと対応等に努められたい。</p>	<p>国に対して、緊急輸送道路が水没するような事態はあってはならないことであると強く申し入れを行っています。 現在の緊急輸送道路をどの程度かさ上げするかということに加え、国の河川事業として行うのか、県の道路事業で行うのか、あるいはその両方で行うかという役割分担についても、国と調整し対策を進めていきます。</p>

→

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
353	安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部	<p>住宅確保要配慮者向け民間住宅の確保については、セーフティネット住宅などの登録の促進が必要と考えるので県において積極的に取り組まれない。</p>	<p>住宅確保要配慮者への居住支援として、県と市町、不動産関係団体、社会福祉協議会などの居住支援団体と連携して、三重県居住支援連絡会を立ち上げています。</p> <p>この連絡会で、要配慮者向けの住宅相談会や、居住支援フォーラムの開催、要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進を進めており、現在409戸（8月末時点）の登録となっています。今年度は、大手不動産業者の物件について順次登録されることから、登録住宅数の大幅な増加が見込まれています。</p> <p>また、市町の福祉部局とも連携して、関係団体とともに、各市町に居住支援協議会を立ち上げていただくような働きかけ等も行っています。</p>
			<p>災害対策・まちづくりとして防災減災センターにおいて実施している市町職員向け研修については、市町が事前復興計画を策定していくうえで、重要な研修と考えており、県土整備部としても積極的に関与されたい。</p>	<p>事前復興準備に関する研修は、平成30年度から都市政策課と防災対策部防災企画・地域支援課の協働で行っています。</p> <p>令和2年度は、8市町が参加し、演習形式やワークショップ形式で復興まちづくりの体制や手順について検討を行いました。</p> <p>今年度は、より多くの市町が参加出来るよう、開催方法や開催場所を検討し進めていきます。</p>

(2) 砂防関係法令の違反等行為 への対応について

三重県 県土整備部

砂防指定地等における太陽光発電施設設置等への対応

- 地球温暖化により災害が頻発化・激甚化する中で、開発による土石流リスク対策と再生エネルギー施設開発の両立を図る必要。県内でも法令違反事案が確認されており、今後増加が見込まれる施設開発への行政指導等を強化。

地球温暖化
頻発化・激甚化する災害

静岡県熱海市内
土石流災害

カーボンニュートラル
再生エネルギーの推進

三重県での違反事例

- ① 民家周辺で無許可で掘削・盛土を実施
(三重県砂防指定地等管理条例違反)
 - ② 山間地で無認可で掘削
(三重県土採取規制条例違反)
- ※①、②ともに太陽光発電施設設置を目的とした行為

①



②

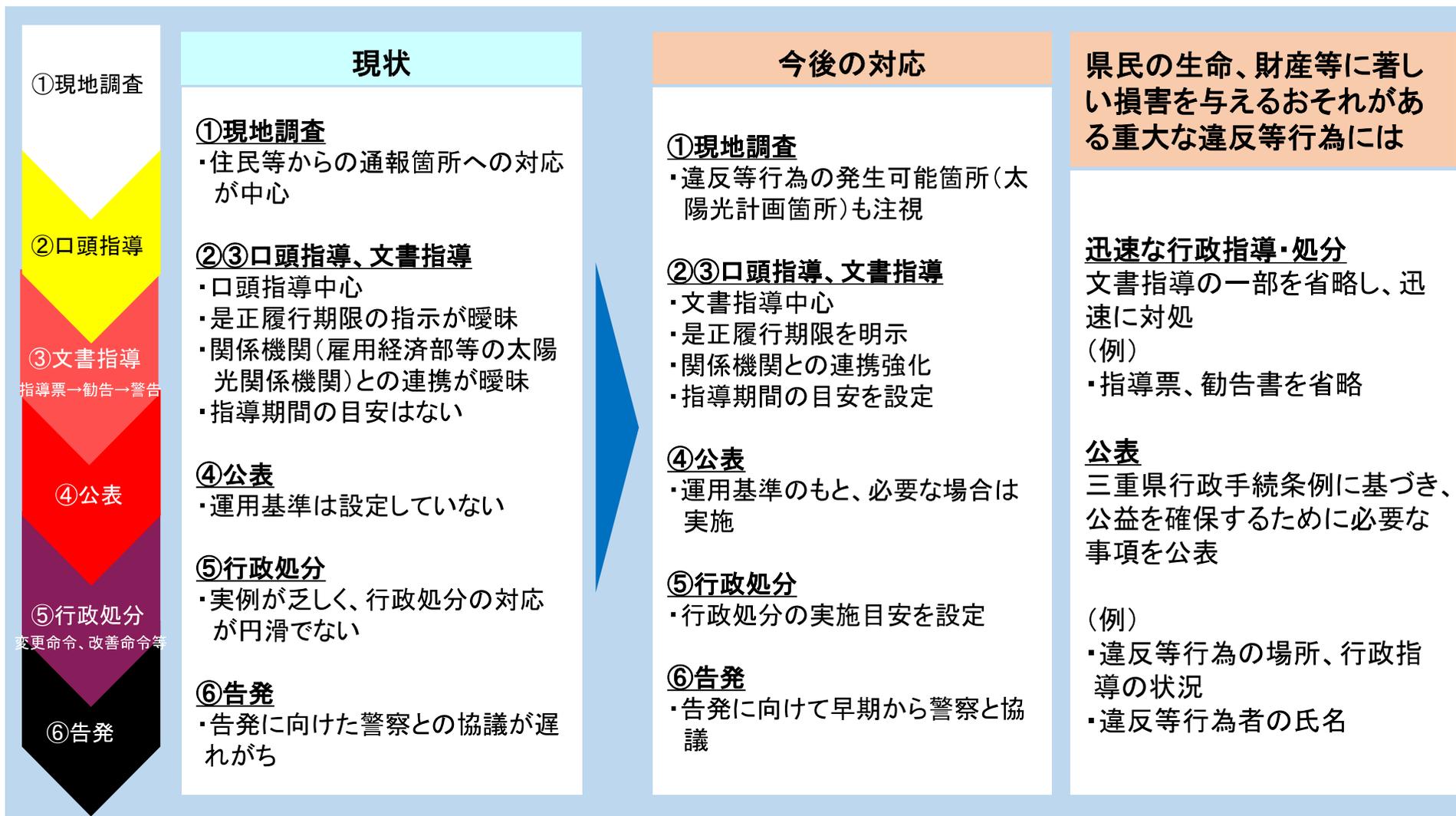


砂防関係法令の違反等行為への行政指導・処分を強化

三重県砂防指定地等管理条例・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・採石法・砂利採取法・三重県土採取規制条例
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

砂防関係法令の違反等行為への行政指導・処分の強化(案)

5



「砂防関係法令に関する行政指導要綱及び要領」を策定(令和3年度内予定)

(参考)砂防指定地での行為に関する許可

1. 砂防指定地とは

- 国土交通大臣が指定
- 土砂の流出等によりもたらされる水害を防止するため、一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地

砂防法

2. 許可を要する行為

- 三重県知事が許可
- 土地の形状変更(掘削、盛土等)
※2m以上の盛土・切土等
- 樹根の採取
※地表から深さ2m以上 等

三重県砂防指定地等管理条例

3. 許可の基準

以下に該当しない場合は許可しなければならない

- 土砂の流出等により被害が生じるおそれがあるもの
- 土砂の流出等によりもたらされる水害の防止に支障を及ぼすおそれがあるもの 等

三重県砂防指定地等管理条例

4. 技術的な基準

- 原則、盛土は
高さ15mまで
のり面勾配は30° 以下
- 切土の
のり面勾配は土質により決定 等

三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術的基準

(3) 公共土木施設の県産木材利用5か年計画(案)について

1 計画の背景と目的

令和3年4月1日に「三重の木づかい条例」が施行され、県が整備する公共土木施設において、自ら率先して県産材の利用に努めなければならないことが規定された。

県産材をはじめとする木材を利用することは、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることとなり、防災・減災につながる。また、公共土木施設において県産木材を積極的に利用することは、グリーン社会の実現や、文化的な景観の形成にも寄与するものである。

これまで公共土木施設においては、県産木材が利用できる工種や、利用にあたっての基準等が明確でないことから、県産木材の利用が進んでいなかった。これを踏まえて、本計画では、「県産木材の利用を重点的に推進する工種」を定めた上で、推進体制や利用にあたっての基準等を定めることにより、公共土木施設における県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

2 計画の対象及び計画期間等

(1) 計画の対象

県土整備部が発注する公共土木工事

(2) 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年

(3) 計画内容

公共土木工事において、県産木材の利用が見込める工種について、基準や適用条件に合致したものは原則使用するものとする「県産木材の利用を重点的に推進する工種」を別紙に定める。

定める工種については、以下の工種に分ける。

① 令和4年度から適用する工種（令和3年度内に必要な基準等を整備）

② 令和5年度以降の適用に向けて検討する工種（計画期間内での適用を前提）

なお、②については、検討結果を踏まえ、順次、適用を図る。

3 計画の推進体制及び取組内容

(1) 推進体制

本計画を推進するため、関係各課で構成する「県産木材利用推進会議」を設置し、(2)に規定する取組を行う。

なお、事務局は県土整備総務課に置く。

(2) 取組内容

1) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理を行うとともに、毎年度、利用実績の調査を行い、県産木材の利用実績を公表する。

2) 計画の見直し

利用実績の調査の結果や、他の部局や都道府県等における木材利用事例を踏まえ、適用工種拡充の検討を行い、計画内容の見直しを行う。

3) 検証・次期計画策定

計画最終年度となる令和7年度に、本計画の検証を行うとともに、本検証結果や実績等を踏まえ、次期5か年計画を策定する。なお、次期5か年計画については、県産木材の利用量に関する5年後の定量的な目標等を設定する。

4) 調査・研究

農林水産部関係課等と情報交換を行い、木材利用に関する情報収集（防腐処理、強度、最新事例）を行う。

5) 市町への支援

県内市町の公共土木工事における木材利用を推進するため、必要な技術支援を行う。

4 計画の推進に必要な基準、マニュアル等の整備等

技術管理課は、以下の取組を行う。

- (1) 必要な基準、マニュアル等の整備
- (2) 単価設定、歩掛の整備
- (3) 事例の紹介

附則

この計画は、令和3年11月1日から施行する。

県産木材の利用を重点的に推進する工種

① 令和4年度から適用する工種

工事案内看板、仮設防護柵工、公園施設工（ベンチ、あずまや等）、植栽支柱工、木製ガードレール

② 令和5年度以降の適用に向けて検討する工種

木柵工・丸太柵工、残存型枠（堰堤）、階段工、視線誘導標設置工（木製デリネーター）
木製型枠、転落防止柵工、丸太筋工・筋工、水制工、植生基材吹付、バリケード、マルチング、伏工（丸太伏工）、土留工、護岸工、木橋・木道、手すり、木製案内誘導看板等、立入防止柵（仮設工）、根固工（木工沈床工）、丸太杭工



三重の木づかい条例（令和3年4月1日施行）
みえ木材利用方針（令和3年10月1日施行）

県産材の利用促進

公共土木施設【課題】

県産木材が利用できる
工種や利用にあたって
の基準等が明確でない

公共土木施設の県産木材利用5か年計画

（R3.11.1施行予定）

- ① 県産木材の利用を重点的に推進する工種
- ② 基準等制定
- ③ 推進体制整備

森林の有する多面的機能が持続的に発揮

防災・減災
国土強靱化

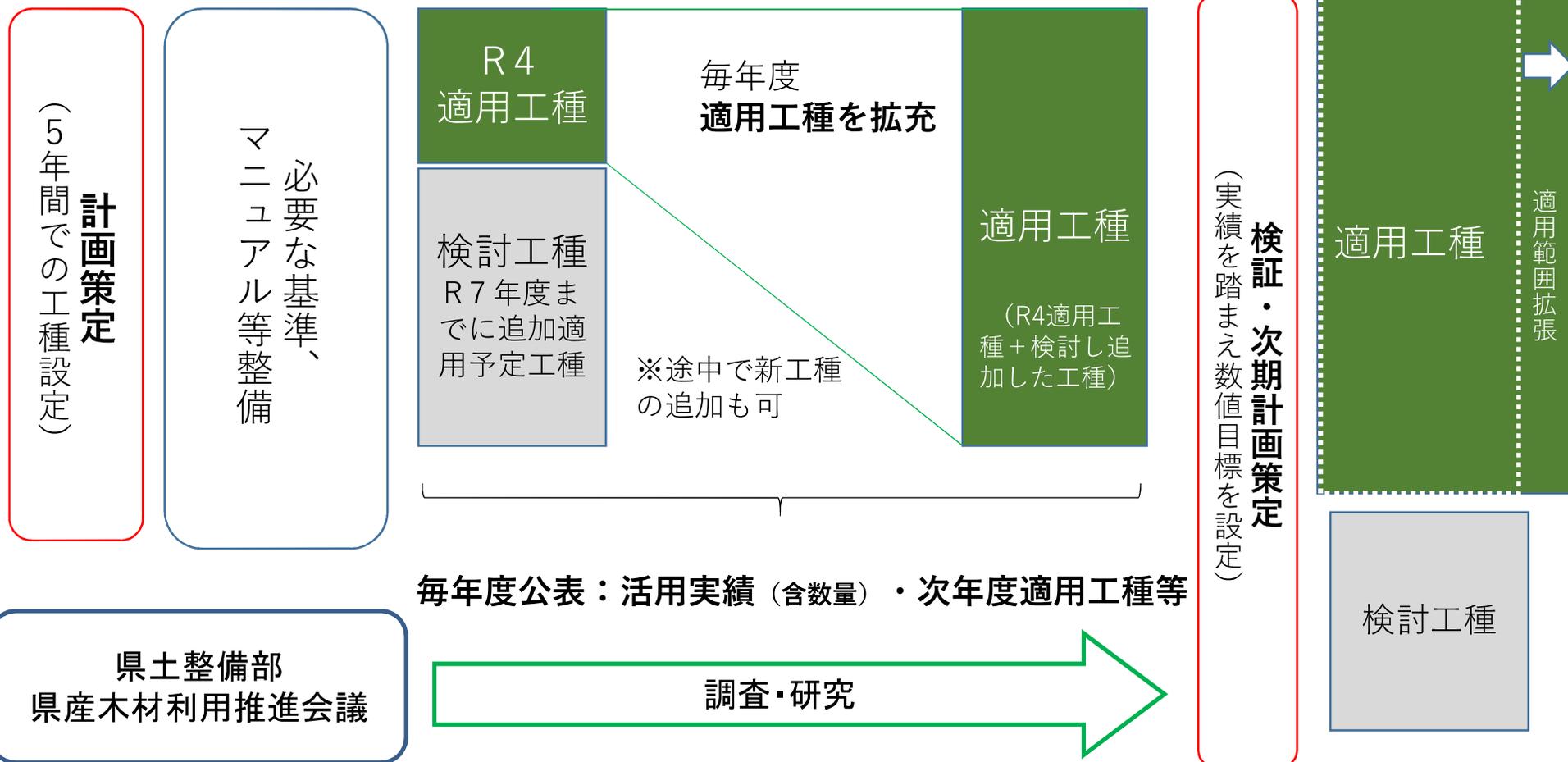
グリーン社会
の実現

文化的な
景観の形成

← 5か年計画（R3～R7年度） →



工事スタート⇒



令和4年度から適用(※)する工種

①工事案内看板 【写真①】

②仮設防護柵工 【写真②】

③公園施設工
(ベンチ、あずまや等) 【写真③】

④植栽支柱工 【写真④】

⑤木製ガードレール 【写真⑤】

(※) 適用について(案)

①～④ 原則、県産材を使用するものとします。

⑤ 景観への配慮が必要な箇所で交通量等を加味し使用するものとします。

令和5年度以降の適用に向けて検討する工種

▶木柵工、丸太柵工

▶マルチング

▶残存型柵(堰堤) 【写真⑥】

▶伏工(丸太伏工)

▶階段工

▶土留工 【写真⑨】

▶視線誘導標設置工

▶護岸工

▶木製型枠 【写真⑦】

▶木橋・木道

▶転落防止柵工 【写真⑧】

▶手すり

▶丸太筋工、筋工

▶木製案内誘導看板等

▶水制工

▶立入防止柵(仮設工)

▶植生基材吹付

▶根固工(木工沈床工)

▶バリケード

▶丸太杭工



写真① 工事案内看板
場 所 ー
出 典 中勢森林組合提供

写真② 仮設防護柵工
場 所 国道166号線(飯南町)
出 典 県土整備部 道路事業



写真③ 公園施設工(ベンチ等)
場所 紀北町紀伊長島区
出典 県土整備部 公園事業



写真④ 植栽支柱工
場所 紀北町海山区
出典 県土整備部 公園事業



写真⑤ 木製ガードレール
場所 県道有田湯浅線 (和歌山県)
出典 和歌山県 提供

令和5年度以降の適用に向けて検討する工種



写真⑥ 残存型柵(堰堤)
場所 松阪市飯高町
出典 農林水産部 治山事業



写真⑦ 木製型柵
場所 松阪市飯高町
出典 農林水産部 治山事業



写真⑧ 転落防止柵工
場所 松阪市嬉野町
出典 農林水産部 農業農村整備事業



写真⑨ 土留工
場所 津市一志町
出典 農林水産部 治山事業

(4)建設業の担い手確保について

若年の入職・定着しない原因

建設業への理解

建設業への理解不足によるミスマッチ。

- ・建設業のやりがいや魅力が伝わっていない。
- ・入職前のイメージと実際の業務とのギャップがある。

魅力発信

- ・現場見学会
- ・出前授業
- ・女性技術者と女子学生の交流会など

休日の状況

完全週休二日の導入率は全産業に比べ10%以上低い。



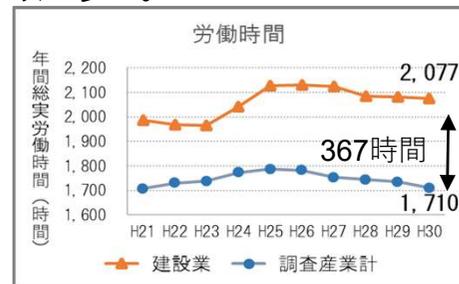
出典：「厚生労働省」就労条件総合調査

休日の確保

- ・週休2日制工事の推進

労働時間

県内建設業の年間総実労働時間は全産業に比べ年間300時間以上多い。



出典：三重県「毎月勤労統計調査」

長時間労働是正

(生産性の向上)

- ・施工時期の平準化
- ・ICT活用工事の促進

技能労働者の処遇

身に着けた能力や経験に応じた処遇が無い。

- ・適切な賃金水準の確保が必要。
- ・キャリアアップを促していく制度が無い。

処遇改善

- ・最新の実勢価格を設計労務単価へ迅速に反映
- ・建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用等

入職・定着への取組

①令和3年度
長時間労働是正の取組
(生産性の向上)

ICT活用工事の促進

対象工種を拡大し、ICT活用工事の促進を図ります。

②令和3年度
処遇改善の取組

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用

モデル工事を実施し、建設現場でのCCUS活用促進を図ります。

① ICT活用工事の取組

平成30年度から、建設現場の生産性向上を図るためにICT活用工事を実施

【建設工事の5つのプロセスでICTの活用を促進】

① 3次元起工測量



起工測量の日数を削減

② 3次元設計データの作成



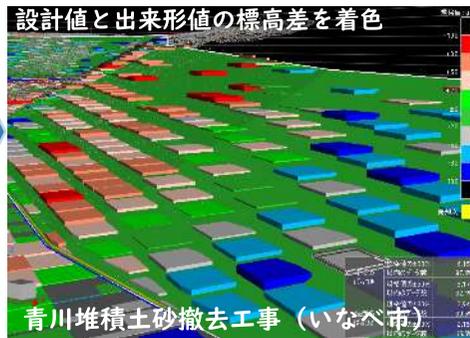
3次元座標を持った設計データ

③ ICT建機による施工



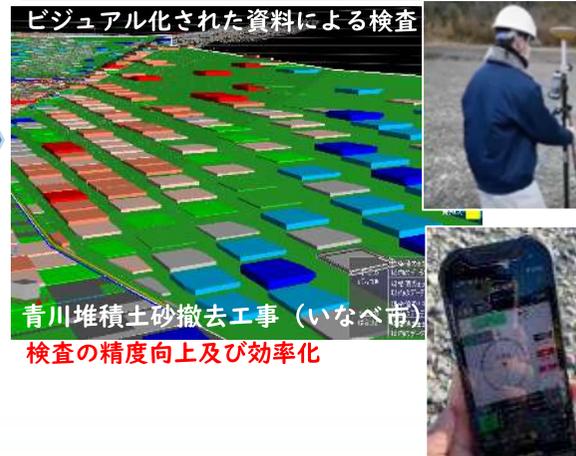
設計データにより施工を自動制御

④ 3次元出来形管理

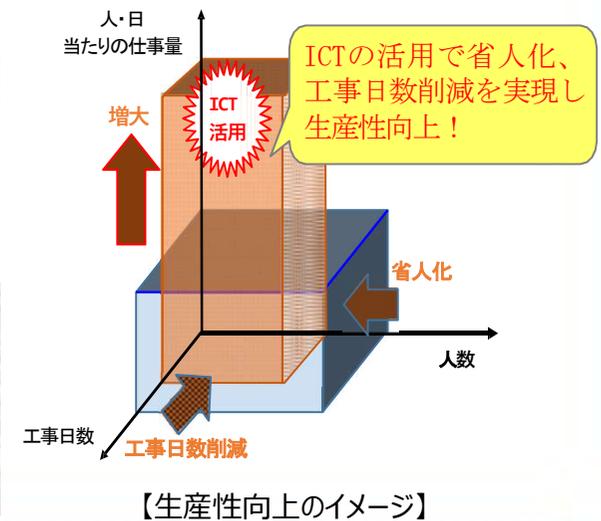


出来形管理資料を自動作成

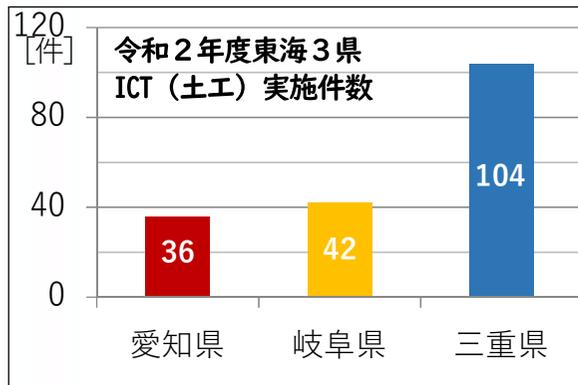
⑤ 3次元データの納品



検査の精度向上及び効率化

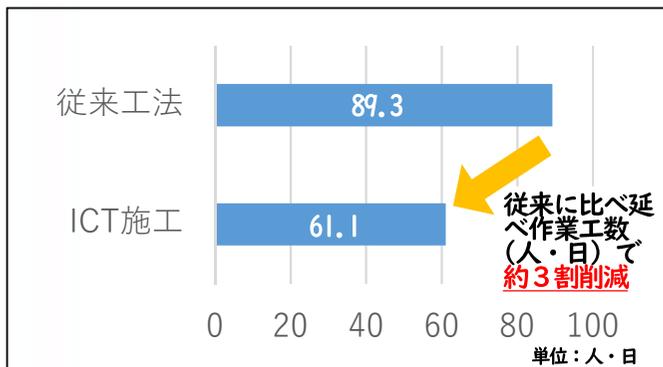


② R2年度ICT活用工事（土工）の実績



令和2年度	ICT実施率（※）
三重県	65%
全都道府県・政令市	21%

104件/161件 = 65%
 (※)ICT活用工事の対象として発注された工事の内、ICTを実施した工事の割合



(令和2年度発注工事の受注者アンケート調査より)

③ R3年度ICT対象工事、適用工種の拡大

- 土工の対象工事を拡大
 工事規模 1,000m³以上 ⇒ 500m³以上
- これまでの土工、舗装工に以下の工種を加えて適用工種を拡大
 法面工、地盤改良工、河川浚渫、舗装工（修繕工）、浚渫工（港湾）等

④ ICT活用工事の課題

次の点も踏まえ、引き続きICT実施率の向上に取り組む必要がある。

- ①ICT活用工事を経験した建設企業は、土木一式Aランク業者で約4割に留まっている。
- ②現場条件によっては、県の積算と現場の必要経費に乖離がある。

⑤ ICT活用工事の今後の進め方

- 目標
 令和5年度を目途にICT活用工事(土工)を定着
※ただし、小規模な工事等を除きます。

- 取組方針
 ICT実施率を向上させるため、以下の取組を行う。

- ①講習会などを通じ、ICT活用による生産性の向上、必要経費の工事価格への反映、工事成績によるインセンティブの付与等について説明し、ICTの活用を促す。
- ②県の積算と現場の必要経費に乖離がある工事の実態を調査・分析し、必要な見直しを行う。

① 建設キャリアアップシステムとは

業界統一のルールで、就業履歴や保有資格などをICカードを通じ蓄積することで **技能者の処遇改善**や**技能の研鑽**を図ることを目指すシステムです。

① 事業者・技能者情報の登録

事業者



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

事業者情報(元請・下請)
技能者情報をシステムに登録

技能者



【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入状況 等

② カード交付、現場での読取

技能者にICカード交付されます



現場情報をシステムに登録

【現場情報】

- ・現場名
- ・工事の内容
- ・施工体制 等



建設現場に設置された
カードリーダーで読取、
就業履歴を蓄積

③ レベル分けの評価

**技能者の「技能」と「経験」を
4つのレベル分けて評価**

レベル1
初級技能者



レベル2
中堅技能者



レベル3
職長



レベル4
高度なマネジメント
能力を有する者



一般財団法人 建設業振興基金HPより

② 建設キャリアアップシステム導入のメリット

技能者のメリット



- ・仕事の記録を貯めて実力を証明
- ・技能者が適正に評価されて賃金アップ↑
- ・若い人たちは明確な目標でモチベーションアップ↑

事業者のメリット

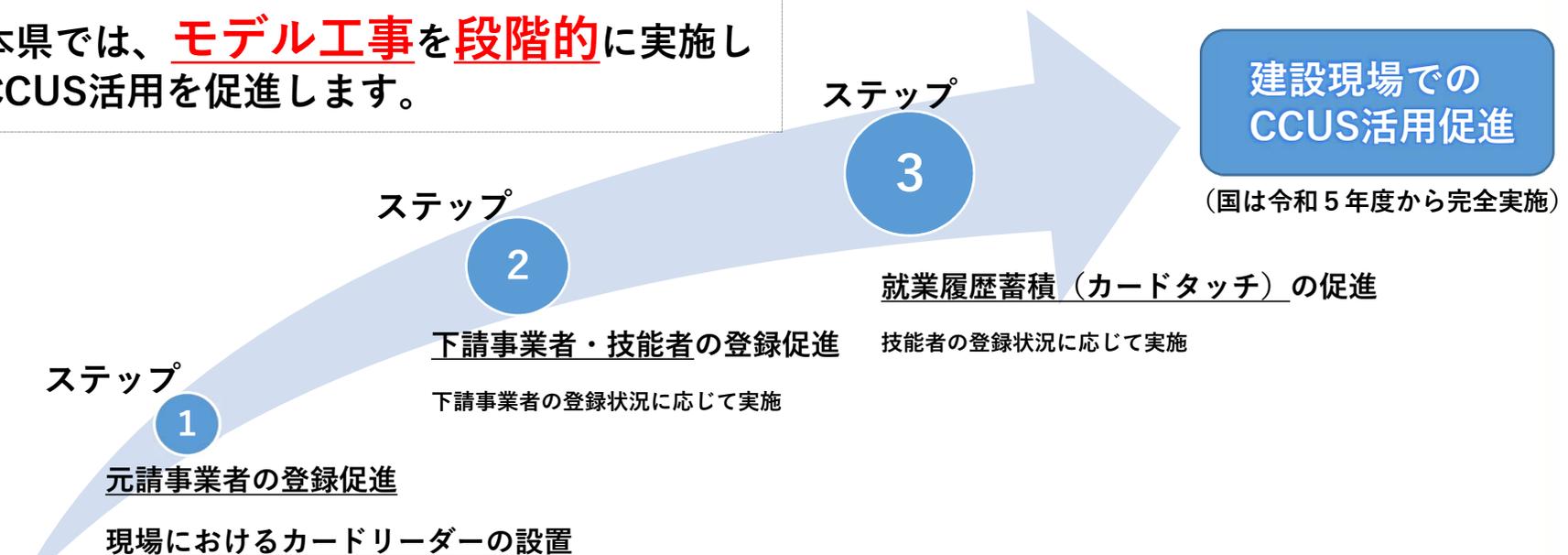


- ・処遇改善により、技能者の入職・定着が進み業界全体の担い手確保が進む
- ・施工体制台帳や社会保険加入状況などの情報を容易に管理することが可能

③ 建設キャリアアップシステムの活用に向けて

CCUS活用促進に向けた取組

本県では、**モデル工事**を**段階的**に実施し
CCUS活用を促進します。



下請事業者の登録状況に応じて実施

技能者の登録状況に応じて実施

令和3年度に実施
入札時の参加要件 (元請事業者のCCUS登録)

事業者登録の促進を図るため、
本県では全国に先駆けて、入札時の参加要件に設定

(全国: 21.4%、三重県: 20.1% 9月末時点)

他県におけるCCUSの取組状況 (9月末時点)

工事成績評価による加点 (11県)

総合評価による加点 (12県)

格付 (入札参加点) による加点 (10県)

24県でいずれかの取組を実施 (重複あり)
(国は工事成績評価による加点)

③ 建設キャリアアップシステムの活用に向けて

令和3年度 の 取組

「令和3年10月以降に
ステップ①モデル工事を実施します」
(令和3年6月29日公表)

ステップ①モデル工事の内容

【1. 対象工事】

予定価格 7千万円以上の土木一式工事 (Aランク対象)

【2. 入札参加条件】

元請事業者のCCUS登録

【3. 現場実施条件】

現場にカードリーダーを設置



【4. 県による費用負担】

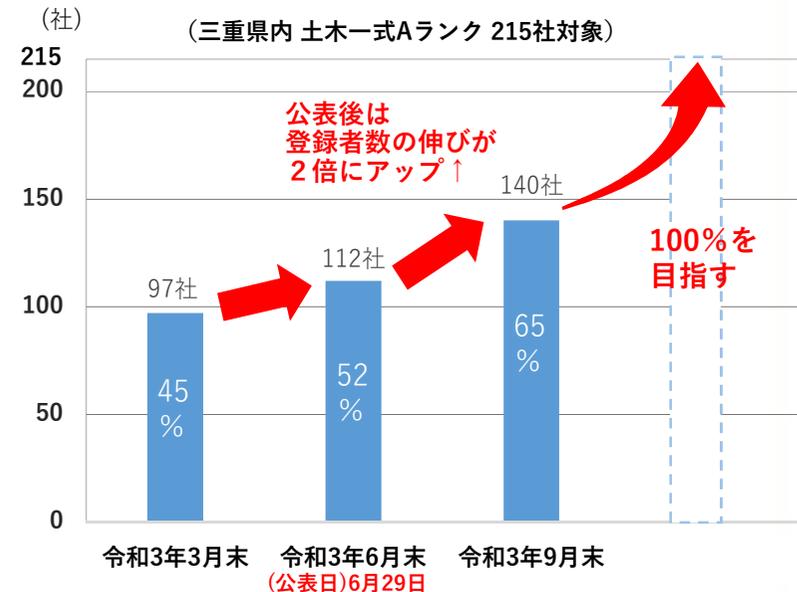
カードリーダー購入費 (最大 3万円)

カードタッチ費用 (1タッチ 10円)

各建設事務所及び流域下水道事務所において1件程度実施

CCUS登録の状況

事業者登録状況

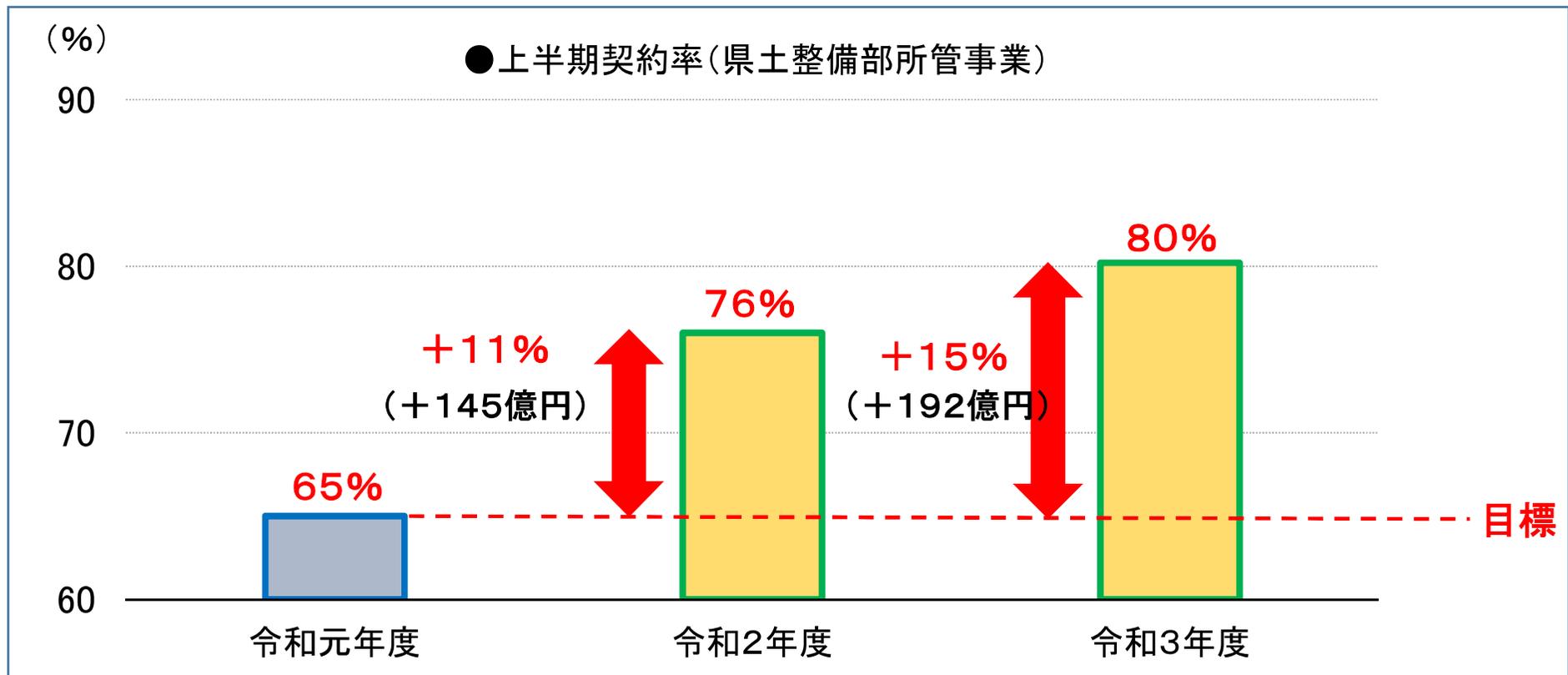


三重県内技能者登録状況



(5) 公共事業の早期執行について

- 地域経済を下支えするため、令和元年度実績並みの上半期契約率65%を目標とした公共事業の早期執行
- 令和2年度は目標を11%上回り、令和3年度は目標を15%上回る



契約率：上半期の契約額／R2年度繰越とR3年度当初予算の合計額（維持管理費を除く）
契約額には工事、測量・設計、用地・補償を含む

(6) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

令和2年度において、県土整備部の公の施設で指定管理者が管理を行った施設は以下のとおりです。

これらの施設について、指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、令和2年度分の管理状況を報告します。

区分	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
県営都市公園	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	サンシャインパーク GM	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地	H30. 4. 1～R5. 3. 31
	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション 都市開発株式会社	H30. 4. 1～R5. 3. 31
下水道施設	三重県 流域下水道施設	公益財団法人 三重県下水道公社	H31. 4. 1～R6. 3. 31
県営住宅及び特定公共賃貸住宅	三重県営住宅 ＜北勢ブロック＞	鈴鹿亀山不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜中勢伊賀ブロック＞	伊賀南部不動産事業 協同組合	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅及び三重県 特定公共賃貸住宅 ＜南勢ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31
	三重県営住宅 ＜東紀州ブロック＞	三重県南勢地区管理事業 共同体	H31. 4. 1～R6. 3. 31

■指定管理者の自己評価の基準

評価項目1の評価：

- 「A」業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」業務計画を順調に実施している。
- 「C」業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価項目2、3の評価：

- 「A」当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」当初の目標を達成している。
- 「C」当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

■県の評価の基準

- 「+」指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「 」(空白) 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分> (概要)

施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園			県営都市公園 鈴鹿青少年の森				
指定管理者の名称	株式会社名阪造園			三重県森林組合連合会				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園施設のうち野球場、テニスコートの利用の許可 公園の利用の促進 その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 公園の利用者への案内に関する業務 条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 公園の利用の促進 その他の業務 				
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		235,000人	215,169人	年間公園利用者数		280,000人	200,511人
評価項目と内容	R1		R2		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		C	+	A		D	+
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」については、業務仕様書に基づき植物管理や施設管理を適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や施設の一時閉鎖など、集客が困難な状況の中、感染防止対策を徹底した上でのイベントの開催やSNSによる情報発信等を行い、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標に達していないものの、管理業務や施設利用を適切に実施し、利用の促進に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者への安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「管理業務の実施状況」については、業務仕様書に基づき植物管理や施設管理を適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「施設の利用状況」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止など、集客が困難な状況の中、感染防止対策を徹底した上でのイベントの開催や鈴鹿市広報による情報発信等を行い、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 「成果目標及びその実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標に達していないものの、管理業務や施設利用を適切に実施し、利用の促進に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和2年度分＞（概要）

施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク				県営都市公園 大仏山公園			
指定管理者の名称	サンシャインパークGM				有限会社太陽緑地			
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 				<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園施設のうち野球場、テニスコート及びゲートボール場の利用の許可 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 			
成果目標及び実績	内容		目標	実績	内容		目標	実績
	年間公園利用者数		810,000人	575,179人	年間公園利用者数		215,000人	192,905人
評価項目と内容	R1		R2		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		B		B	
2 施設の利用状況	B		B		B		B	
3 成果目標及びその実績	B		D	+	B		C	+
県の総括的な評価	<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」については、業務仕様書に基づき植物管理や施設管理を適正に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止など、集客が困難な状況の中、感染防止対策を徹底した上でのイベントの開催や亀山市広報による情報発信等を行い、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標に達していないものの、管理業務や施設利用を適切に実施し、利用の促進に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 				<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」については、業務仕様書に基づき植物管理や施設管理を適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や施設の一時的閉鎖など、集客が困難な状況の中、感染防止対策を徹底した上でのイベントの開催やSNSによる情報発信等を行い、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「成果目標及びその実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標に達していないものの、管理業務や施設利用を適切に実施し、利用の促進に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分>（概要）

施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園			三重県流域下水道施設				
指定管理者の名称	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社			公益財団法人三重県下水道公社				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の維持修繕及び巡視点検に関する業務 ・公園の利用者への案内に関する業務 ・条例に基づく公園の利用時間の変更、公園内の行為の制限、利用の禁止又は制限 ・公園の利用の促進 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・流域下水道の機械設備及び電気設備の運転操作に関する業務 ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務 ・その他の業務 				
主な成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	年間公園利用者数	580,000人	550,131人	目標放流水質（最大値） 【北部浄化センター】	COD	18mg/l	8.6mg/l	
					T-N	12mg/l	9.1mg/l	
				汚泥含水率 【北部浄化センター】	76%以下	74.9%		
評価項目と内容	R1		R2		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	B		B		A	-	B	
2 施設の利用状況	B		C	+	A		A	
3 成果目標及びその実績	A		C	+	A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「管理業務の実施状況」については、業務仕様書に基づき植物管理や施設管理を適切に行っており、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「施設の利用状況」については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止など、集客が困難な状況の中、感染防止対策を徹底した上でのイベントの開催やSNSによる情報発信等を行い、集客に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 ・「成果目標及びその実績」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、成果目標に達していないものの、管理業務や施設利用を適切に実施し、利用の促進に努めたことから、指定管理者の自己評価に比べて高いB相当と評価した。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全・安心を確保するため、施設の老朽化に対する適切な修繕及び維持管理を期待する。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により利用者の確保が困難な状況ではあるが、感染症拡大防止のための対策を実施しつつ、利用者拡大に向けた取組を期待する。 ・ワーケーションの推進に寄与する取組や近隣観光施設及び行政と連携した当公園の魅力を発信する取組を期待する。 			<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務計画書に定めた管理業務について、一つの浄化センターで一時的に目標放流水質を超過した事案を除き、年間を通じ、目標放流水質での運転管理に努め、安定したサービスの提供を行ったため、「管理業務の実施状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を実施の上、出前教室など積極的に下水道の普及啓発に取り組んだことから、「施設の利用状況」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・下水処理に係る専門的な知識とノウハウを活かし、汚泥含水率の目標を達成でき、コスト削減も目標以上の成果を上げていることから、「成果目標及びその実績」については、指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施し、安定した維持管理体制の継続に努め、目標放流水質を遵守した良好な放流水質を確保するとともに、引き続き積極的な普及啓発に取り組むことを期待する。 ・施設の長寿命化等によるライフサイクルコスト低減に向けた効果的な点検や適切な維持管理及び修繕についても期待する。 				

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<令和2年度分>（概要）

施設の名称	三重県営住宅（北勢ブロック）			三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）				
指定管理者の名称	鈴鹿亀山不動産事業協同組合			伊賀南部不動産事業協同組合				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・その他の業務 				
成果目標及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.9回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均6.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目と内容	R1		R2		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A		A	
2 施設の利用状況	B		A		B		B	
3 成果目標及びその実績	A		A		A		A	
県の総括的な評価	<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、82.8%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和2年度の入居率が前年度に対して0.1%上昇しており、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて82.3%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p><指定管理者の評価に対する県の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者アンケートにおいて、92.6%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・令和2年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が2.6%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて85.8%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p><今後の課題又は指定管理者への期待></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告＜令和2年度分＞（概要）

施設の名称	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 〈南勢ブロック〉			三重県営住宅〈東紀州ブロック〉				
指定管理者の 名称	三重県南勢地区管理事業共同体			三重県南勢地区管理事業共同体				
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅及び県特定公共賃貸住宅並びに共同施設の管理に関する業務（県営住宅等の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・ 県営住宅等及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・ その他の業務 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅及び共同施設の管理に関する業務（県営住宅の入居者の決定、使用料の決定等を除く） ・ 県営住宅及び共同施設の施設・設備等の維持、保守管理、修繕等に関する業務 ・ その他の業務 				
成果目標 及び実績	内容	目標	実績	内容	目標	実績		
	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.9回	建物等の点検確認	毎月2回以上	月平均3.2回		
	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応	迅速かつ誠実な対応	1時間以内	緊急な修繕要望等に1時間以内に対応		
評価項目 と内容	R1		R2		R1		R2	
	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価	指定管理者の自己評価	県の評価
1 管理業務の実施状況	A		A		A			
2 施設の利用状況	B		B		A			
3 成果目標及びその実績	A		A		A			
県の総括的な 評価	<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者アンケートにおいて、89.4%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・ 令和2年度の入居率は前年度から減少しているものの減少幅が1.6%であったため、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・ 「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて81.3%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 				<p>＜指定管理者の評価に対する県の評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者アンケートにおいて、94.9%が「どちらかと言えば住みやすい」以上の評価をしたことから、「管理業務の実施状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・ 令和2年度の入居率は前年度が3.4%上昇しており、「施設の利用状況」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 ・ 「建物等の点検確認」及び「緊急対応（迅速かつ誠実な対応）」の成果目標を達成するとともに、アンケートにおいて91.2%の入居者が住宅修繕要望等への迅速な対応を評価していることから、「成果目標及びその実績」について指定管理者の自己評価と同じ評価とした。 <p>＜今後の課題又は指定管理者への期待＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居希望者や入居者への丁寧な対応や速やかで適切な修繕の実施など、今後とも一層のサービス向上と適切な施設・設備等の管理を期待する。 			

(7) 県土整備政策会議について

三重県県土整備部が行う社会資本（インフラ）整備や良好な生活環境の整備などの様々な政策に関して、学識経験者等からオープンに意見をいただく場を設け、より良い施策の実施につなげていくことを目的に三重県県土整備政策会議（以下「政策会議」という。）を令和3年8月3日に設置し、第1回会議を9月28日に開催しました。

委員は政策会議において、三重県県土整備部の政策の立案、実施等に関し、専門的な立場及び県民目線で幅広い視野をもって助言等を行うものとし、以下の8名を選任しました。

氏名（50音順）	所属・職名等
川瀬 恵莉香	三重大学生物資源学部 4年生
斎藤 雄介	中日新聞三重総局記者
酒井 俊典	三重大学生物資源学研究科 教授
清水 良保	株式会社久志本組 代表取締役社長
杉村 桂伍	三重大学生物資源学部 4年生
坪井 あづさ	株式会社エイゼットソリューション
安岡 優	株式会社百五総合研究所 主任研究員
山崎 博	三重県議会議員

年2回程度の開催を予定し、担当課長から取組や今後の方向性などのプレゼンを行い、各委員からご意見・ご提案をいただき、今後の事業実施の参考にします。

なお、第1回会議でいただいた意見の概要は次のとおりでした。

(1) AIカメラを活用した道路交通モニタリング

現在、県で実施しているAIカメラを活用した道路交通モニタリングの内容について説明を行い、コロナ禍において、どのような呼びかけが県民に伝わり、行動変容につながるのか、またAIカメラの今後の活用手法等について意見を伺いました。

【主な意見の概要】

- ・新規感染者数の急増などのインパクトのある数字を示すことで行動自粛につながるのではないかと。（一方で文字による呼びかけだけでは行動変容にはつながらないという意見もあり。）
- ・自粛をしてもらいたいなら、もっと厳しい表現のほうがよいと思うが、観光等の影響も考えると難しい。本来は県外の方を対象に発信するほうがよいと思う。
- ・観光客の分析にナンバーが読み取れるとよい。検温のカメラもあるが顔認識できるものもあり、性能アップにより属性もわかれば活用方法も広がる。
- ・災害発生の可能性が高い箇所などに設置すればよいのではないかと。災害時に情報を的確に提供、迅速な発信ができるとよい。

(2) DXを活用した道路の維持管理

県管理道路の維持管理の現状や課題、DXを活用した維持管理を説明し、維持管理の効率化、迅速な情報収集を図るためのDX活用手法等について意見を伺いました。

【主な意見の概要】

- ・老朽化の点検時にAIデータを活用し、目視で行った場合とどれくらい差異があるのか

検証し、人からA Iに置き換わることによりどれだけ時間短縮や労働力の削減になるのか示すことができればよいのではないかと。

- ・ 将来、システムの維持管理自体に予算的な面も含め問題が生じてくると思われるので、汎用性のあるシステムになるよう検討したうえで導入していくべき。
- ・ 必要な維持管理サービスに対して相応の負担を求めることも考えてよいのではないかと。
- ・ 市町や自治会等、関係者からの情報も重要である。警察の交通量調査等も活用しながら、DXデータと積み重ねることにより正確性を向上させることができると思うので、協力関係をしっかり構築していただきたい。
- ・ 維持管理の重要性を県民の方に知っていただくことが必要。地域の建設業者の努力などがあり通行ができていることをしっかりと周知することが、将来の予算獲得にもつながるのではないかと。

(3) にぎわいのある水辺空間の創出

河川法改正により、全国的に賑わいを水辺空間に再生する動きが広がっていることや全国の具体事例を説明し、県内河川において、「にぎわいのある水辺空間」をつくるにはどうしたらよいかについて意見を伺いました。

【主な意見の概要】

- ・ にぎわい創出には、トイレや駐車場、更にはアクセス手段といった利用しやすい仕組みが必要。市町や商工会議所等の意見も取り入れて進めるべき。
- ・ 「川の汚染」や「違法駐車」といった負の部分も考える必要がある。美しい川を守るために自然をどのように活用するか、県の支援を期待している地元の人も多い。
- ・ 三重県は車社会であるので、河川堤防の道路（1車線で対向しづらい道路が多い）や駐車場が整備されれば更に出かけやすい。川と親しむためには道路整備は必要であり、道路部局と河川部局で連携してDXの推進も含めて取り組めばよいのではないかと。
- ・ 広報を行えばやる気のある県民や団体も出てくると思う。「できる」ということをPRしていけばよい。

【会議の様子】



(8) 審議会等の審議状況について (令和3年6月2日～令和3年10月5日)
(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和3年7月12日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他16名
4 諮問事項	1 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (御浜町内 産業廃棄物処理施設) 2 名張都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の指定(変更)
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	